主...文

原判決を破棄する。 本件を三次簡易裁判所に差戻す。

理由

検事佐々木道雄の控訴の趣意は末尾に添えた書面記載のとおりである 論旨第二点原判決には判決に影響を及ぼすことの明かな法令の適用の誤りがある との主張について

〈要旨第一〉医師が他人の健康状態に関し、診察の結果にもとづいて意見、判断を記載して作成した証明文書はすべて診断〈/要旨第一〉書であるというべきであることは所論のとおりである。而して公職選挙法施行令第五二条第一項第三号にいうところの証明書もその必要的記載事項は一般の診断書のそれに比して簡単ではあるが、等しく人の健康状態に関する意見、判断を記載するのであるから、その名称は証明書となつていたとしても、実質は診断書であることにかわりはない。

「原審はこの証明書をも診断書と解すると、前記に掲げられた助産婦の作成すべき 証明書や医師法第二十条に相当する保健婦、助産婦、看護婦法第四十条の規定に相当する保健婦、助産婦法第四十条の規定にもの均衡を失する結果となると一応もつともな論拠を挙げているので、此の点に治の均衡を失する結果となると一応もつともな論拠を挙げているので、此の点に治の力であると、助産婦などに右の証明書を発行する権限を認めた趣旨は公職選挙法の一項第三号に掲げられた身体障害者にも広く選挙権を行使し得るの機会を与えんとするにあることは勿論であるが、それだからといつて右証明書記載のておいるとするにあることは勿論があるが、それだからというでもあるという論拠とはない信用も亦自ら高いのに伴つてその責任もこれらの者に比してより一層加重されているとしても、これはまことにやむを得ないところでもあり、又当然でもあるということが出来る。

従つて、医師が自ら診察しないで右の証明書を交付した場合に於ては、医師法第三十三条第二十条違反の罪責を免れることは出来ないものと断ぜざるを得ない。

〈要旨第二〉尤も医師が自ら診察しないで診断書を交付したといい得るためには、 当人をいまだかつて診察したことのない〈/要旨第二〉場合は勿論のこと、前に診察し たことはあるが、すでに相当の日時を経過していて、当時の健康状態から推しては その判断は正確を期し得ないと考えられるに拘らずこれに対する診断書を交付した 場合も含まれるものと解すべきである。

これは要するに、医師としての知識経験を信頼し、延いては診断書の記載内容の正確性を保証せしめんとするにあるものと見られるから、診断書交付の当日診察した事実がないとしても、その前の診察の結果を医学的知識経験に照らし、これから推して変化の予想されない場合、いいかえれば、人の健康状態に関する判断の正確性を保証し得る場合には、その都度診察しなくとも、前の診察の結果にもとづいて診断書を交付しても敢て違法とはいえない。

ひるがえつて、被告人が証明書を交付したA等十九名の者について見るに、その大部分の者について、被告人は日時はそれぞれ異るが、その当時又はその前に於て、いづれも診察した事実のあることは記録に徴して明かである。

加うるに、右十九名の者の大部分は極度の高齢者であつて、「老衰」「卒中」その他このような高齢者に於ては殆ど不治か又は短日月の間には到底回復の見込みのないものであろうことは、特に医学的知識経験のない者に於ても容易に推測し得るような病名がつけられていることも亦右の者等に対する各証明書その他によつて明かである。これらのことを医学的知識経験に照らせば相当の期間診察しなかつたとしても、前の診察の結果にもとづいてした健康状態に関する判断は、その正確性の保証につき欠くるところがないと認められる場合があり得るであろうことは想像に難くない。

流んや、公職選挙法第四十九条第一項第三号所定の証明を要すべき事項は疾病その他の原因によつて、著しく歩行が困難であるとの単純なる判断にすぎないことは本件に於て特に留意する必要がある。従つて、被告人が診察しないで右の証明書を交付したとしてその罪責を明かにするためには、A等十九名の個々の者について、診察の有無、診察(触診たると問診たると問はない)したことのある者についても、その日時、年齢、病名などについて考察し、被告人の判断が果して正確性の保証の観点から診察せずして証明書を交付したといい得るかどうかについて審理した後に於てはじめて判定し得るべきところであるといわねばならぬ。

而して原審が右証明書の解釈を誤つたのは、結局に於て法令の適用を誤つた違法があることに帰し、この違法は判決に影響を及ぼすことが明かであつて、原判決は

この点に於て破棄すべきであるから、その余の論旨に対する判断を省略する。 よつて刑事訴訟法第三百九十七条に則つて原判決を破棄し、同法第四百条本文に 従つて本件を原裁判所に差戻すべきものとし、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 伏見正保 判事 宮本誉志男 判事 小竹正)